

証券コード 4335
令和3年9月13日

株 主 各 位

大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 16階

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役社長 渡邊 寛

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会につきましては事前の書面による議決権行使をご検討の上、極力当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。なお、事前に議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年9月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年9月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号

グランフロント大阪 タワーB 10階

カンファレンスルームB06

（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的 事 項

報告事項

1. 第25期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件**
- 第2号議案 取締役5名選任の件**
- 第3号議案 定款一部変更の件**
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件**

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ips.ne.jp/>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告 (令和2年7月1日から) (令和3年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い深刻な影響を受け、極めて厳しい状況にあります。中国や欧米においては、ワクチン接種が進み、経済活動が回復傾向にある国も出てきましたが、足元では、新型コロナウイルス感染症の再拡大、原材料価格の高騰などのリスク要因が顕在化しており、収束時期の見通しが立たず、世界や日本の経済へのマイナス影響は長期化することが懸念されております。

当社グループを取り巻く環境におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う企業のIT投資の先送りや抑制など慎重な動きが見られます。その一方で、IoT、クラウド、RPA、Fintech等の先端技術を活用した新しいビジネスが進展しております。

かかる状況の下、当社グループは準大手及び中堅企業のERPやAI等の最新デジタル技術の導入短縮化と業務品質向上を支援する標準ソリューションモデルの提供やスマート工場構想策定支援サービスも開始しました。また、大阪府と事業連携協定を締結し、大阪府DX推進パートナーズとしてソリューションの提案を行ってまいります。

以上のような活動を推進した結果、当連結会計年度の業績につきましては、新規案件の獲得などが好調に推移しましたが、一部検収が翌連結会計年度に伸びたことなどにより、売上高24億98百万円（前期比6.5%減）となり、計画に対しまして51百万円の減収でした。利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により進行中のプロジェクトを延期したお客様の影響や一部検収の翌連結会計年度への繰延がありました。販売管理費の削減などにより、営業利益2億78百万円（前期比456.5%増）、経常利益2億73百万円（前期比463.9%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益1億85百万円（前期比507.8%増）となりました。

なお、当社グループはERP導入関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

また、製品及びサービス毎の情報は以下のとおりであります。
(ERP導入事業)

売上高15億99百万円となりました。
(保守その他事業)
売上高8億98百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、主に自己資金により賄いました。

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第22期 平成30年6月期	第23期 令和元年6月期	第24期 令和2年6月期	第25期 (当連結会計年度) 令和3年6月期
売上高（千円）	2,046,434	2,596,948	2,672,627	2,498,609
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	46,172	90,348	30,566	185,771
1株当たり当期純利益（円）	19.32	37.81	12.79	77.73
総資産（千円）	1,440,091	1,545,004	1,613,344	1,909,305
純資産（千円）	848,459	926,738	933,015	1,110,921
1株当たり純資産額（円）	347.35	380.11	382.74	456.58

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第22期 平成30年6月期	第23期 令和元年6月期	第24期 令和2年6月期	第25期 (当事業年度) 令和3年6月期
売上高（千円）	2,033,282	2,567,148	2,672,627	2,498,609
当期純利益（千円）	44,736	87,675	26,306	183,240
1株当たり当期純利益（円）	18.72	36.69	11.01	76.67
総資産（千円）	1,430,186	1,536,221	1,599,110	1,891,013
純資産（千円）	842,111	917,716	919,733	1,095,108
1株当たり純資産額（円）	344.69	376.33	377.18	449.98

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出し、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ワン・ハーモニー アドバイザリー	10,000千円	100.0%	ERP導入コンサルティング事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

IT業界においては、これまでの10年様々なIT技術の開発が進められ実用化されてまいりました。一方、ERP業界は比較的変化の少ない10年でした。しかしながらこれから10年は、そのような新たなIT技術がERPと融合し、大きな変化がもたらされることが想定されます。当社グループのお客様である企業の競争環境の変化、そこからもたらされるニーズの変化に応えるためにも、これらの技術変化へいち早く対応していくことが求められます。具体的には次の四つの変化、課題に対応していく必要があります。

① SAP S/4HANAへの対応継続

当社グループの独自テンプレートである「EasyOne」は、SAP S/4HANAに組み込むことにより、SAPよりパートナー・パッケージ・ソリューションの認定製品となりました。お客様の業務品質を高めるために、要望の高いパブリック・クラウドにて提供することにより、SAPの最新技術を習得するとともにさらなる改良を続けてまいります。

② クラウドビジネスへの対応

SAP S/4HANA Cloudは、そのまま活用することで、より小さな顧客負担で、素早く上質な情報基盤を手に入れることができます。一方、有効活用するためには、ベンダーのより高いコンサルティングサービスが必要であり、それ направленた技術開発を進めてまいります。

③ RPAやAI等の周辺技術への対応とERPの連携

RPAやAI等の個別技術と基幹業務を支えるERPとの連携技術やソリューションの開発は、お客様に提供できる付加価値を格段に高めていける可能性があります。

④ 人材獲得と育成

IT業界においても人材難は深刻な問題となっており、成長の阻害要素となる可能性があります。海外も含めて幅広く人材を求め、また、オフショア開発等海外企業との連携を強化するとともに、標準化や社員育成に注力することで一層の能力開発と生産性向上を進めて克服してまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容（令和3年6月30日現在）

- ① コンピュータソフトウェアの開発、販売、輸出入
- ② コンピュータ及び関連機器の製造、販売、輸出入
- ③ コンピュータ及び関連機器並びにコンピュータソフトウェアの賃貸
- ④ 経営合理化及び情報処理システムの導入、利用に関する教育並びにコンサルタント業務
- ⑤ 情報処理システム運用業務の受託
- ⑥ 情報処理システム開発業務の受託
- ⑦ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所（令和3年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区
東 京 本 社	東京都千代田区

(9) 使用人の状況（令和3年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
124名	4名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
122名	4名増	36歳	6年5ヶ月

2. 株式に関する事項（令和3年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,848,000株
- ② 発行済株式の総数 2,466,000株
(うち自己株式70,500株を含む)
- ③ 株主数 1,825名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
有限会社ファウンテン	720,000株	30.06%
渡 邁 寛	239,000株	9.98%
田 中 晴 美	58,500株	2.44%
小 池 博 幸	58,000株	2.42%
高 田 智 士	49,300株	2.06%
久 下 直 彦	34,200株	1.43%
クレディ・スイス証券 株 式 会 社	31,600株	1.32%
山 下 博	30,000株	1.25%
SMBC日興証券株式会社	29,600株	1.24%
楽 天 証 券 株 式 会 社	29,300株	1.22%

(注) 持株比率は自己株式(70,500株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

① 平成28年3月10日開催の取締役会決議における第5回新株予約権

- ・新株予約権の数 150個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 15,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき513円
- ・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月25日～令和4年3月24日

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	120個	12,000株	2名
監査役	30個	3,000株	2名

② 令和3年6月8日開催の取締役会決議における第6回新株予約権

- ・新株予約権の数 300個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 30,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき1,053円
- ・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。

- ・新株予約権を行使することができる期間

令和5年6月22日～令和9年6月21日

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	300個	30,000株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された
新株予約権の内容の概要

令和3年6月8日開催の取締役会決議における第6回新株予約権

- ・新株予約権の数 452個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 45,200株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき1,053円
- ・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。

- ・新株予約権を行使することができる期間
令和5年6月22日～令和9年6月21日
- ・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付対象者数
当社使用人	452個	45,200株	4名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和3年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	渡 邁 寛	(有)ファウンテン取締役
取 締 役	久 下 直 彦	営業部部長
取 締 役	榎 卓 生	(株)マネージメントリファイン代表取締役、税理士法人大手前綜合事務所代表社員、(株)きちりホールディングス社外監査役、(株)TBグループ社外監査役
常 勤 監 査 役	木 村 久	
監 査 役	安 樂 國 廣	安樂行政書士事務所代表
監 査 役	秀 平 徹 晃	ひでひら司法書士事務所代表

- (注) 1. 取締役榎卓生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役安樂國廣氏及び秀平徹晃氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役安樂國廣氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	人 数	報 酉 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	46,800千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	9,930千円 (3,600)
合 計 (うち社外役員)	6名 (3)	56,730千円 (7,200)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定期株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定期株主総会において年額50

百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役榎卓生氏は、株式会社マネージメントリファインの代表取締役、税理士法人大手前綜合事務所の代表社員であります。なお、当社は税理士法人大手前綜合事務所と税務顧問契約を締結しております。

監査役安樂國廣氏は、安樂行政書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役秀平徹晃氏はひでひら司法書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役榎卓生氏は、株式会社きちりホールディングス及び株式会社TBグループの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外役員の期待する役割に関する職務の概要
社外取締役	榎 卓 生	当事業年度に開催された、取締役会16回すべてに出席いたしました。会計士・税理士及び上場企業の社外監査役にて培った豊富な経験と見識に基づき客観的・独立的な立場から有益な助言や提案等を行い、社外取締役として業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	安 樂 國 廣	当事業年度に開催された、取締役会16回すべてに出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。金融業・製造業にて培った豊富な経験と見識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見をいただいております。
	秀 平 徹 晃	当事業年度に開催された、取締役会16回の内15回に出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。司法書士業にて培った豊富な経験と見識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見をいただいております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,300千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 決議の内容の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行っております。
- b 当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、常に危機管理意識を持ち、それらからの要求を断固拒否することを徹底します。また、警察・弁護士等の外部機関と連携し、組織的に対処いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種書類は法令等に従い、適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、各リスクについてリスク管理責任者を定めています。
- b 管理部は全体のリスクの統括管理を行い、リスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行っております。
- c 内部監査室は内部監査の一環として、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに関係諸部門のリスク管理責任者に対して報告し、対策を講じるとともに、取締役会、監査役会に報告するものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は、毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策について機動的に策定するものとしております。
- b 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務を行っております。
- c 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等の専門家と協力し、適宜適切なアドバイスを受け、適正かつ効率的な職務を行っております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底します。そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用します。
 - b 各部門の業務運営が法令・定款に適合していることを確認するために、定期的に内部監査室による監査を実施します。
 - c 各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行っております。
- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築が必要になった場合には速やかに当該体制を構築するものとします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、各監査役と協議のうえ、取締役から独立した使用人を配置するものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
 - b 当社グループの経営上に重要な影響を及ぼすおそれのある法律上、財務上の諸問題又は著しい損害を及ぼすおそれのある事象を発見した取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告するようにしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 各取締役は監査役と意見交換をする機会を確保するように努めております。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての使用人が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和3年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,612,387	流 動 負 債	561,275
現 金 及 び 預 金	1,166,504	買 掛 金	50,000
売 掛 金	188,955	未 払 金	87,179
仕 掛 品	110,057	未 払 費 用	1,962
前 払 費 用	132,472	未 払 法 人 税 等	101,055
未 収 入 金	13,498	未 払 消 費 税 等	41,792
そ の 他	900	前 受 金	238,105
固 定 資 産	296,918	賞 与 引 当 金	13,601
有 形 固 定 資 産	76,579	そ の 他	27,579
建 物	37,004	固 定 負 債	237,109
車両 運 搬 具	8,803	退 職 給 付 に 係 る 負 債	223,871
工 具 器 具 備 品	11,768	長 期 未 払 金	13,237
土 地	19,003	負 債 合 計	798,384
無 形 固 定 資 産	10,739	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	9,480	株 主 資 本	1,093,841
そ の 他	1,259	資 本 金	255,250
投 資 そ の 他 の 資 産	209,599	資 本 剰 余 金	97,538
投 資 有 価 証 券	1,887	利 益 剰 余 金	761,400
関 係 会 社 株 式	20,956	自 己 株 式	△20,347
繰 延 税 金 資 産	80,910	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△97
差 入 保 証 金	90,020	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	△97
そ の 他	15,824	新 株 予 約 権	17,176
資 产 合 計	1,909,305	純 資 産 合 計	1,110,921
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,909,305

連 結 損 益 計 算 書

(令和2年7月1日から)
令和3年6月30日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,498,609
売 上 原 価	1,720,948
売 上 総 利 益	777,660
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	499,414
営 業 利 益	278,246
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
受 取 配 当 金	47
未 払 配 当 金 除 斥 益	109
為 替 差 益	134
そ の 他	47
営 業 外 費 用	345
支 払 利 息	715
コ ミ ツ ト メ ン ト フ ィ 一	1,806
債 権 放 弃 損	2,710
そ の 他	325
経 常 利 益	5,557
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	273,034
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	105,042
法 人 税 等 調 整 額	△17,779
当 期 純 利 益	87,262
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	185,771
	185,771

連結株主資本等変動計算書

(令和2年7月1日から)
令和3年6月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	255,250	94,202	587,573	△22,223	914,802
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△11,945		△11,945
親会社株主に帰属する当期純利益			185,771		185,771
自己株式の処分		3,336		1,876	5,213
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	3,336	173,826	1,876	179,039
当連結会計年度末残高	255,250	97,538	761,400	△20,347	1,093,841

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△427	△427	18,640	933,015
当連結会計年度変動額				
剩 余 金 の 配 当				△11,945
親会社株主に帰属する当期純利益				185,771
自己株式の処分				5,213
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	330	330	△1,464	△1,133
当連結会計年度変動額合計	330	330	△1,464	177,906
当連結会計年度末残高	△97	△97	17,176	1,110,921

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ワン・ハーモニー アドバイザリー
- ・非連結子会社の名称 株式会社スマート工場研究所、IPS HANOI COMPANY LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 持分法非適用会社の名称 株式会社スマート工場研究所、IPS HANOI COMPANY LIMITED
持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

市場価格のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. たな卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 8年～36年 |
| 工具器具備品 | 4年～20年 |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・市場販売目的のソフトウェア 販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、受注契約に係る将来の損失が見込まれないため、受注損失引当金を計上しておりません。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 請負開発売上高及び売上原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の開発

完成基準

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ニ. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

受注損失引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 一千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客より受注したプロジェクトのうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上することとしております。当連結会計年度においては、前述の条件を満たすプロジェクトの該当がなかったため、引当金は計上しておりません。

受注損失引当金の見積りにおいては、プロジェクトごとの見積工事原価総額が請負金額を超えると予想される場合、引当金の計上が必要となります。また、見積工事原価総額の算出にあたっては、プロジェクトごとの進捗を通じてリスク管理を実施し、将来発生する工数及び外注費の見積りを実施しております。それらの将来原価総額の見積りの前提条件の変更等が発生した場合、引当金が計上され、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

94,739千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

2,466,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年9月24日 定時株主総会	普通株式	11,945	5.00	令和2年6月30日	令和2年9月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	47,910	20.00	令和3年6月30日	令和3年9月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

58,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは経営活動に必要な資金の調達を銀行借入及び自己資金にて賄っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性が認められる債権債務はありません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (※)	時価(千円) (※)	差額(千円)
現金及び預金	1,166,504	1,166,504	—
売掛金	188,955	188,955	—
買掛金	(50,000)	(50,000)	—
未払金	(87,179)	(87,179)	—
未払消費税等	(41,792)	(41,792)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買掛金、未払金及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 差入保証金（連結貸借対照表計上額 90,020千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認

められるため、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,166,504	—	—	—
売掛金	188,955	—	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 456円58銭
(2) 1株当たり当期純利益 77円73銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和3年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,585,114	流 動 負 債	558,795
現 金 及 び 預 金	1,139,765	買 掛 金	53,465
売 掛 金	188,955	未 払 金	87,041
仕 掛 品	110,057	未 払 費 用	1,254
前 払 費 用	132,332	未 払 法 人 税 等	100,382
未 収 入 金	13,171	未 払 消 費 税 等	40,301
そ の 他	833	前 受 金	238,105
固 定 資 産	305,899	預 り 金	26,078
有 形 固 定 資 産	76,579	賞 与 引 当 金	12,101
建 物	37,004	そ の 他	66
車両 運 搬 具	8,803	固 定 負 債	237,109
工 具 器 具 備	11,768	退 職 給 付 引 当 金	223,871
土 地	19,003	長 期 未 払 金	13,237
無 形 固 定 資 産	10,739	負 債 合 計	795,905
ソ フ ト ウ エ ア	9,480	純 資 産 の 部	
特 许 権	397	株 主 資 本	1,078,029
商 標 権	74	資 本 金	255,250
電 話 加 入 権	787	資 本 剰 余 金	97,538
投 資 そ の 他 の 資 産	218,580	資 本 準 備 金	94,202
投 資 有 価 証 券	1,887	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,336
関 係 会 社 株 式	30,956	自 己 株 式	△20,347
長 期 前 払 費 用	1,469	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△97
繰 延 税 金 資 産	80,451	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△97
差 入 保 証 金	89,740	新 株 予 約 権	17,176
会 員 権	6,075	純 資 産 合 計	1,095,108
保 険 積 立 金	8,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,891,013
資 産 合 計	1,891,013		

損 益 計 算 書

(令和2年7月1日から)
(令和3年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,498,609
売 上 原 價		1,733,194
売 上 総 利 益		765,414
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		490,362
営 業 利 益		275,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	54	
未 払 配 当 金 除 斥 益	109	
為 替 差 益	134	
そ の 他	47	345
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	715	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ 一	1,806	
債 権 放 弃 損	2,710	
そ の 他	325	5,557
経 常 利 益		269,840
税 引 前 当 期 純 利 益		269,840
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	103,920	
法 人 税 等 調 整 額	△17,320	86,599
当 期 純 利 益		183,240

株主資本等変動計算書

(令和2年7月1日から)
令和3年6月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
令和2年7月1日残高	255,250	94,202	—	94,202	936	573,355	574,292	△22,223	901,520
事業年度中の変動額									
剩 余 金 の 配 当						△11,945	△11,945		△11,945
当 期 純 利 益						183,240	183,240		183,240
自 己 株 式 の 处 分			3,336	3,336				1,876	5,213
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 動 額 (純額)									—
事 業 年 度 中 の 变 動 額 合 计	—	—	3,336	3,336	—	171,295	171,295	1,876	176,508
令和3年6月30日残高	255,250	94,202	3,336	97,538	936	744,651	745,587	△20,347	1,078,029

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
令和2年7月1日残高	△427	△427	18,640	919,733
事業年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当				△11,945
当 期 純 利 益				183,240
自 己 株 式 の 处 分				5,213
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 動 額 (純額)	330	330	△1,464	△1,133
事 業 年 度 中 の 变 動 額 合 计	330	330	△1,464	175,374
令和3年6月30日残高	△97	△97	17,176	1,095,108

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～36年

工具器具備品 4～20年

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェアにつきましては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

特許権につきましては、定額法（8年）を採用しております。

商標権につきましては、定額法（10年）を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) リース資産

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
- (4) 受注損失引当金………ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、受注契約に係る将来の損失が見込まれないため、受注損失引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

請負開発売上高及び売上原価の計上基準

- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の開発
完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
- (2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

[表示方法の変更に関する注記]

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

受注損失引当金

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 一千円
- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
①の金額算出方法等は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 受注損失引当金」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	94,739千円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	5,335千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
外注委託費	58,200千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	70,500株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	68,504千円
未払事業税	5,818
一括償却資産	1,841
賞与引当金	3,702
資産除去債務	2,294
長期前払費用	195
未払社会保険料	383
その他有価証券評価差額金	29
その他	272
繰延税金資産 小計	83,043千円
評価性引当額	△2,591
繰延税金資産 合計	80,451千円

[関連当事者との取引に関する注記]

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	449円98銭
1株当たり当期純利益	76円67銭

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年8月24日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員	公認会計士	森内 茂之	印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	池田 哲雄	印
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの令和2年7月1日から令和3年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年8月24日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森内 茂之	(印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田 哲雄	(印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年8月25日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会
常勤監査役 木 村 久 印
社外監査役 安 樂 國 廣 印
社外監査役 秀 平 徹 晃 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、令和3年6月期の業績、財務状況等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき20円00銭(内、記念配当10円00銭)
総額47,910,000円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年9月29日(水曜日)

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名増員して、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏(生年月日)名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	わたなべひろし 渡邊寛 (昭和37年11月16日生)	昭和60年4月 コベルコシステム株式会社入社 平成9年6月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成13年12月 有限会社ファウンテン取締役(現任)	239,000株
2	くわいげなおひこ 久下直彦 (昭和42年11月17日生)	昭和63年4月 株式会社関西JBA(現 東芝情報システム株式会社)入社 平成9年7月 当社入社 平成13年4月 当社保守開発部部長 平成14年9月 当社取締役 平成15年8月 当社営業部部長 平成17年10月 当社経営企画室室長 平成20年9月 当社取締役(現任) 平成21年12月 当社営業部部長(現任)	34,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いくたやすひこ 生田裕彦 (昭和51年12月4日生)	平成13年4月 当社入社 平成25年9月 当社取締役 平成28年9月 当社執行役員（現任） 平成30年4月 当社社長室長（現任）	—
4	なかがわともこ 中川朋子 (昭和46年1月24日生)	平成6年4月 株式会社パソナ入社 平成10年2月 当社入社 平成12年7月 当社管理部マネージャー（現任）	6,000株
5	えのき楳卓生 (昭和38年2月23日生)	昭和60年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 平成9年4月 榎公認会計士・税理士事務所開業 平成10年6月 SPK株式会社社外監査役 平成12年1月 株式会社マネージメントリファイン代表取締役（現任） 平成14年10月 税理士法人大手前綜合事務所代表社員（現任） 平成17年9月 株式会社きちりホールディングス社外監査役（現任） 平成23年6月 東和メックス株式会社（現 株式会社T B グループ）社外監査役（現任） 平成28年9月 当社社外取締役（現任）	10,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 榎卓生氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者とした理由および社外取締役に期待する役割の概要
 　榎卓生氏は、公認会計士・税理士であり、会社財務に精通し、これまで多くの企業の監査業務や経営指導に従事しております。また同氏は経営者として、会社運営の豊富な経験と幅広い見識を有しております、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
 4. 榎卓生氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
 5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 　当社は、榎卓生氏との間で社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~6. (現行どおり) (新設) (新設) (新設) 7. 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~6. (現行どおり) <u>7. 労働者派遣事業</u> <u>8. 研修等イベントの企画、運営</u> <u>9. 不動産賃貸業</u> <u>10. 前各号に附帯する一切の業務</u>

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条第1項第4号に規定される報酬等に該当するため、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3の定める事項についても併せてご承認をお願いするものであります。取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記により算定される新株予約権1個当たりの公正価額に、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第2号議案「取締役5名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となり、新株予約権の割当数は取締役4,000個（うち社外取締役0個）を上限とします。また、当社は、新株予約権が取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として割り当てるストックオプションであること等から、その具体的な内容は、取締役への報酬として相当なものであると考えております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を行う理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、それらの者と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。ただし、本総会後に、当社が当社普通

株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率
調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、400,000株を上限とする。

ただし、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に下記(3)記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

4,000個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値、または割当日の前営業日の終値（当該営業日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）とする。なお、割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当をした翌日から起算して2年間経過後、4年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日以降、5営業日（終値のない日を除く。）連続して東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点で有効な行使価額に1.05を乗じた額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）以上となるまでは、新株予約権を行使することはできないものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき当社株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会）で承認されたときは、合併期日、株式交換期日または株式移転期日以降、新株予約権を行使することはできないものとする。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(10) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合におい

て、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における增加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。

⑦ 貸渡に関する新株予約権の取得の制限

貸渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の条件

上記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の公正価額

新株予約権 1 個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基に、ブラックショールズモデルを用いて算定するものとする。

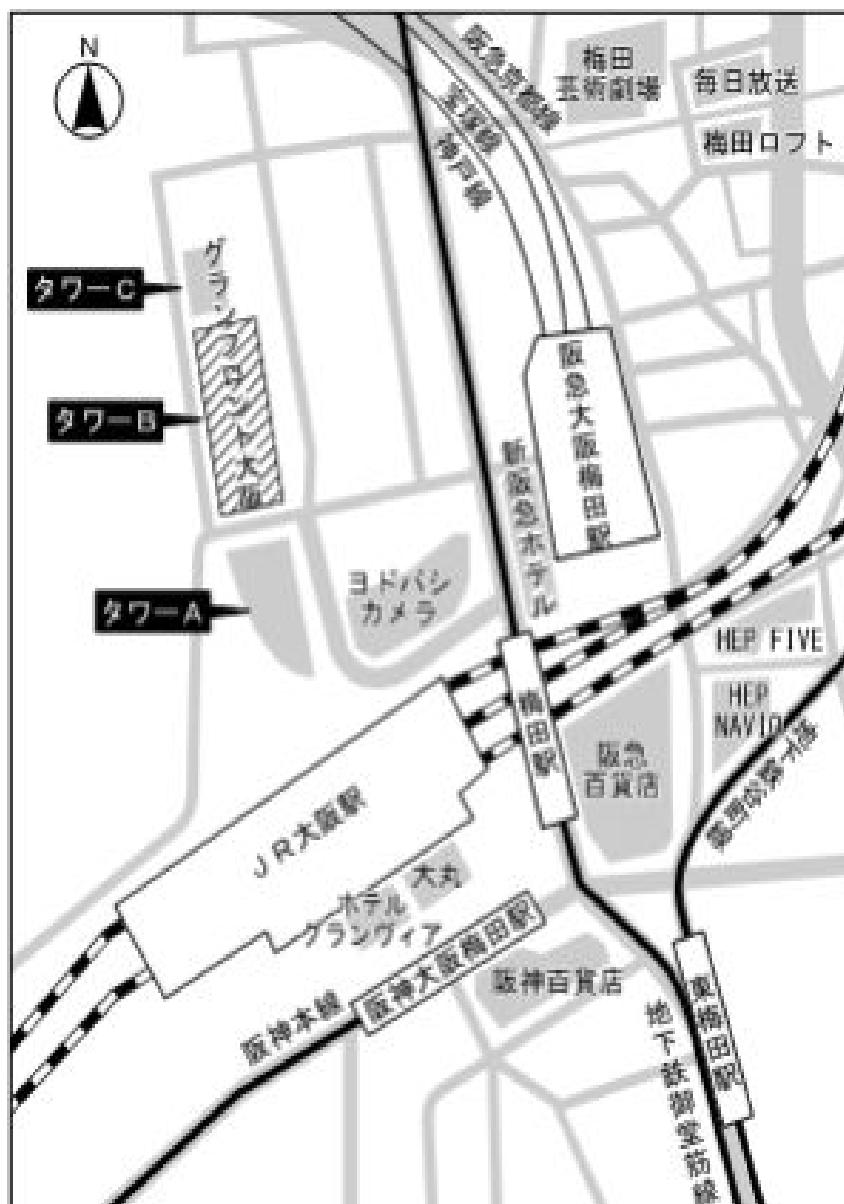
(13) その他

新株予約権の割当は、当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を割当対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 10階
カンファレンスルームB06
TEL 06-6292-6236(代表)
交 通 J R 大阪駅より徒歩約5分
地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩約10分
阪急大阪梅田駅より徒歩約10分



なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承
賜りますようお願い申しあげます。